

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月10日 12時55分ごろ
発生場所	和歌山県串本町橋杭岩 紀伊大島漁港東防波堤灯台から真方位329° 1,250m付近 (概位 北緯33° 29.1′ 東経135° 47.8′)
事故の概要	漁船美紀丸は、帰航中、水上岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 美紀丸、7.9トン WK2-5065（漁船登録番号）、個人所有 第252-24867号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 4人（船長及び乗組員3人）
損傷	船首部船底外板に破口、船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、和歌山県太地町梶取埼東方沖でまぐろ一本釣り漁の操業を終え、帰港の目的で串本町串本港に向けて約12ノットの対地速力で西南西進していた。 船長は、変針予定場所となる串本港の北側港口に向けて自動操舵とし、操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たっていた。 船長は、漁場を出発してから周囲に他船を認めることなく梶取埼南東方沖4海里（M）付近を通過した頃、操業の疲れから眠気を感じるようになった。 船長は、これまで操船中に眠気を感じても居眠りしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、眠気を払拭しようとコーヒを飲みながら操船を続けていたところ、いつしか居眠りし始めた。 本船は、船長が居眠りした状態で西南西進を続け、変針予定場所を通過して橋杭岩と称される水上岩に乗り揚げた。（図1参照）



図 1 事故発生経過概略図

船長は、本船が乗り揚げた衝撃で目が覚めて頭部に痛みを感じ、前部甲板及び後部甲板で寝ていた他の乗組員 3 人も体の痛みを訴えたので、携帯電話で 119 番通報を行うとともに僚船の船長に救助を依頼し、消防が海上保安庁に本事故の発生を通報した。

船長及び他の乗組員 3 人は、来援した僚船に移乗して串本港に運ばれた後、救急車により病院に搬送され、船長が頭部切創、他の乗組員 3 人がそれぞれ臀部打撲、腰部打撲、頭部打撲と診断された。

本船は、僚船により引き出されて串本港にえい航された。

船長は、本事故当日までの約 45 日間、休日を設けずに連日 09 時ごろに出港して操業し、15～20 時ごろに帰港してその後 5～6 時間の睡眠をとる生活を繰り返していた。

本事故当時、乗組員 2 人は後部甲板におり、乗組員 1 人は前部甲板にいたが、全員が操業の疲れから寝ていた。

船長以外の乗組員 3 人は、本船の操縦経験がなく、船長が眠気を感じても操船を替わる者はいない体制であった。

本船の喫水は、船首約 0.4 m、船尾約 1.5 m であった。

船長及び乗組員 3 人は、救命胴衣を着用していなかった。

分析

本船は、自動操舵で航行中、船長が周囲に他船を認めなかったこと及び連日の操業の疲れから眠気を感じながらも休息をとらずに操船を続けて居眠りしたことから、変針予定場所を通過し、水上岩に乗り揚げたものと考えられる。

	船長は、帰航中に眠気を感じていた際、これまで操船中に眠気を感じても居眠りしたことがなかったので、居眠りすることはないと思い、休息をとらずに操船を続けたことから、居眠りしたものと考えられる。 船長は、本事故当日までの約４５日間、連日操業を行っていたことから、操業の疲れが蓄積していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、自動操舵で航行中、船長が、居眠りしたため、変針予定場所を通過し、水上岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、操船中に眠気を感じ、居眠り運航の防止措置を採ってもなお眠気を払拭することができない場合、状況に応じて安全な海域で停泊して適宜休息をとること。 ・ 単独で操船を行う漁船の船長は、疲労の蓄積を防止する観点から、連日の操業を避け、適宜休日を設けることが望ましい。 ・ 小型漁船の乗組員は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。